

短期入所サービス利用の留意事項

介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービスを位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に認められる場合を除き、利用日数が、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならぬとされています。

しかし、機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能であるとされています。

「特に必要と認められる場合」について

有効期間のおおむね半数を超える利用（例）

- ・ 調整しながら利用していたが、結果的に半数を超過してしまう理由があった場合。
- ・ 介護者の疾病等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合。
- ・ 本来は、介護保健施設等での介護が必要であるが、入所ができず待機中であり、認知症であること等で、同居の家族等による介護が困難と判断できる場合。

渋川市では、認定期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づける場合には、介護給付の適正化の観点から、特に必要である理由を申し出ていただくことにしています。必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 相談票
- ・ 居宅サービス計画書の写し又は介護予防サービス・支援計画書の写し
- ・ サービス利用票・別表の写し
- ・ サービス担当者会議の要点の写し
(おおむね半数を超えて利用することについての内容が記載されているもの)

提出時期

- ・ 居宅サービス計画におおむね半数を超える利用を位置づけたとき。
※利用日数がおおむね半数を超える前月までには必ず提出してください。

具体的な流れについては「相談票提出の流れ」を参考にしてください。

相談票提出の流れ

